特許法等関係手数料令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)	(新旧対照条文一覧)
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
:	
•	
•	
•	
:	
•	

五 (意匠法第十九条において準 三項の規定による期間の延長 三項の規定による期間の延長 一件につき七千二百円	四 意匠法第六十八条第一項にお 一件につき四千二百円 1のを除く。)を請求する者 1のを除く。	一~三(略)	納付しなければならない者 金 額	は、次の表のとおりとする。	改正案
(新設)	(新設)	一~三 (略)	納付しなければならない者 金 額	は、次の表のとおりとする。 2 意匠法第六十七条第二項の規定により納付すべき手数料の額第三条 (略)	現

3		
(略)	六~九 (略)	ものに限る。)を請求する者により指定された期間に係る用する特許法第五十条の規定
3 (略)	四~七(略)	